

## 小郡市監査委員公表第14号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和8年7月1日

|         |    |   |
|---------|----|---|
| 小郡市監査委員 | 高山 | 晃 |
| 小郡市監査委員 | 立山 | 稔 |

### 定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

### 記

#### 第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和8年4月6日から令和8年5月11日まで
- 2 監査対象 都市建設部 施設管理課
- 3 監査範囲 令和7年度の財務に関する事務及び一般事務  
(令和7年4月1日から令和8年2月28日に執行されたもの)
- 4 着眼点 財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。  
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

#### 第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（１）支出事務について適正な事務処理を求めるもの

10月17日の市顧問弁護士相談の駐車場代について、立替払を行っていた。

現行法令上、立替払の制度は認められていない。資金前渡など適正な方法により支出されたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（１）契約事務（２件）

- ・契約書に記載されている書類が提出されていないもの
- ・請書に不備があるもの

（２）物品管理事務（１件）

- ・公用車の使用手続が適正でないもの

監査委員指摘事項及び事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。